
令和5年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第4日)

令和5年3月9日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第4号)

令和5年3月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 承認第1号 専決処分事項報告承認について
- 日程第2 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について
- 日程第3 議案第5号 工事請負契約の変更について
- 日程第4 議案第6号 球磨村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 球磨村公営住宅維持管理基金条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第7 議案第9号 球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第8 議案第10号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部
を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 球磨村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第11 議案第13号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 球磨村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 球磨村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第15 議案第17号 球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

- 日程第16 議案第18号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第19号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第20号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第21号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第22号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第23号 令和5年度球磨村一般会計予算について
- 日程第22 議案第24号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第25号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第26号 令和5年度球磨村介護保険特別会計予算について
- 日程第25 議案第27号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算について
- 日程第26 発議第1号 球磨村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第27 発議第2号 球磨村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 専決処分事項報告承認について
- 日程第2 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について
- 日程第3 議案第5号 工事請負契約の変更について
- 日程第4 議案第6号 球磨村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 球磨村公営住宅維持管理基金条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第7 議案第9号 球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第8 議案第10号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部
を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 球磨村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第11 議案第13号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第14号 球磨村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 球磨村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第19号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第20号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第21号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第22号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

出席議員（10名）

1 番	永椎樹一郎君	2 番	西林 尚賜君
3 番	宮本 宣彦君	4 番	板崎 壽一君
5 番	東 純一君	6 番	犬童 勝則君
7 番	嶽本 孝司君	8 番	舟戸 治生君
9 番	高澤 康成君	10番	田代 利一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健 書記 山口 隆雄

説明のため出席した者の職氏名

村長 松谷 浩一君 副村長 門崎 博幸君
教育長 森 佳寛君 総務課長 上薮 宏君

復興推進課長 友尻 陽介君 税務住民課長 境目 昭博君
保健福祉課長 大岩 正明君 産業振興課長 犬童 和成君
建設課長 松舟 祐二君 会計管理者 假屋 昌子君
教育課長 高永 幸夫君

午前10時00分開議

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は配付してあるとおりです。

日程第1. 承認第1号 専決処分事項報告承認について

○議長（舟戸 治生君） 日程第1、承認第1号専決処分事項報告承認を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2. 議案第4号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（舟戸 治生君） それでは、日程第2、議案第4号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決され

ました。

日程第3. 議案第5号 工事請負契約の変更について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、議案第5号工事請負契約の変更を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第6号 球磨村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第4、議案第6号球磨村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号 球磨村公営住宅維持管理基金条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第7号球磨村公営住宅維持管理基金条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 基金を積み立てるということは大事なことだろうと思いますが、これまでに村有施設整備基金というのがありますが、今回、公営住宅維持管理基金というふうに、これは新たな基金という形と思いますが、この原資についてお伺いしたいと思います。

災害公営住宅も含め、それから入居が始まって空室が出た場合であったとしても、一定期間、空室であろうとも、補助、家賃相当分が来るということだったと思います。それを確認したいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上薮宏君。

○総務課長（上薮 宏君） ただいまのご質問でございますが、災害公営住宅の入居につきましては全協のほうでも若干ご説明させていただきましたけども、近傍の同種家賃、あと、所得により賃金が決まってその差額が国から補助金が入るというご説明をさせていただいておりますけども、これは入居者があった場合ですので空室の場合はその分は入りません。入居があった部屋に対して、国から、低廉化、下げるために補助金が入るという制度でございます。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） この基金の原資というのは、普段どおりの維持費もあります。これの要は県から補填されている分ですね。大体7万円ぐらいだったですかね、標準的な家賃というのは。それから、低所得者という形で低く家賃を頂いて、その差額分が補助の対象になると。この部分を原資としてこの基金に積み立てていくという理解でいいですか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上薮宏君。

○総務課長（上薮 宏君） ただいま言われましたように、維持管理はどうしても必要なんですが、今回は新築でありますので、照明とか電気代はあれですけども、修理費関係、雨漏りとか塗装のやり替えとかそういったやつはしばらくは要りませんので、そういったお金が余ってきますというか、ありますので、それを基金として積み立てまして、15年以降の、多分、防水とか塗装関係やらも含めてちょこちょことしたリフォーム関係と25年以降になりますと大規模改修あたりも必要になってくるかと思えます。そういったときの修理費に充てるというところで積み立てていこうと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 以前の建設する棟数、室数にまだ100%入居がされていないという状況の中で空室を避けたいというところで一般の人たちの受入れも検討されておるといふうに言われています。そういう人たち、災害に遭っていない人たちが入居した場合にその人たちに対する補助というのもつくわけですか。

要は、基金をせっかく積み立てていく中で差額分が原資となるならば満室にしていけないと。基金そのものの目的、言わば後々の修理費、多分、金額的に大きいものになると思えますので。

災害に遭われた方が入る分に関しての差額分というのは補助対象。あるいは、また進めていく中で入居がどうしても下がってきたと。一般の人たちも受け入れようとされている中でそういう

人たちが入居した分も補填があるというところ、ちょっと確認を。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔭宏君。

○総務課長（上蔭 宏君） ただいまのご質問ですが、災害公営住宅というのは公営住宅の一種なもので、入居要件は何が違うかといいますと、災害公営住宅というのは被災された方が建築後3年間は優先して所得に関係なく入れるというのが災害公営住宅と。

災害公営住宅は所得制限がありますという話ですけれども、その所得制限がありますけれども、そのために家賃を下げなければいけない。その低廉化による交付金については、低所得者ですので、補助金が入ってくると。その条件は一緒でございます。そういった違いです。

一般の人たちも、結局、所得制限が出てきます。一般の人であっても。それについても低廉化事業で補助金が入ってきますので、お金的には変わりません。入居面積というか、家賃の算定式とかは一緒ですので、低廉化の交付金というか、補助金も金額的には一緒になります。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 積立ての原資については、今、説明がありましたとおりに分りましたけれども、第3条に定める当該年度の予算で定める範囲内の額というところのイメージがつかみにくいんですけども、説明をよろしくお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔭宏君。

○総務課長（上蔭 宏君） 一応、算定につきましては、満室で家賃を取った場合に、維持費はありますけれども、それを引いて残った分が黒字、黒字といいますか、残る予算となりますのでそれを計上するという感じになると思います。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） ということは、予算を定めて、それにあって計算してその額の範囲内とする。書いてあるとおりなんでしょうけども、一応、そういうことですね。

その管理のところなんですけども、「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法」というところについてはどうのお考えでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔭宏君。

○総務課長（上蔭 宏君） 運用ですけれども、普通の金融も一緒だと思いますが、通常、一番安全なのは預金ですかね。銀行とか、ゆうちょも含めてですけれども。そのほかにも国債とかいろんな投資関係もあると思いますが、その状況によって運営させていただければと思っております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんの

で、これから採決をします。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第8号 球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第8号球磨村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。お尋ねといたしますか、します。

村長の提案理由の中に公務員人事管理に関する報告の中で国家公務員に係る制度を柔軟化するというので、私も、昨日、ネットで、公務員人事管理する報告ということで、人材の確保だったり、人材の育成と能力・実績に基づく人事管理、あるいは、勤務環境の整備ということを掲げてございました。

総務課長にお尋ねしますけども、今度、改正されますところの内容、ここを詳しく教えていただければと。どういうときにこういう、普通も含めて教えていただければと思いますけども。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） すみません。お待たせいたしました。

勤務時間につきまして、フレックスタイム制というのが制度化されてきましたけれども、その中で1日大体7時間45分というのが勤務時間に当たります。

昼食時間の12時から13時までが休暇時間、その前後の2時間、10時から12時までと13時から15時までがコア時間といたしますか、基本があるんですけども、その前後の時間、朝の時間と夕方の時間を職員の勤務状態によって、朝早く、7時とか、前は7時だったんですが、今回、その後の話ですけど、5時からというものも変更になっていて、今までは7時からだったんですが、それが5時からできると、ずらして。

午後のほうは10時だったですかね、8時から10時、ちょっと時間のほうがあれですけど、午前、2時間ぐらい早く幅を持たせて流動的に指定できるというようなことになっております。そのところが今回改正された時間の、一応、流動的に動かせるというところになっております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） テレワークだったり、オンラインで、この時期、自宅においてそういうお仕事もされる方も増えてきたんだろうということで柔軟性を持たせるということでありますが、休憩を与えなければならないとなっているんですね。

1時間以上には、今、言った、6時間で45分、それ以上だったら1時間ということで、役場の場合は12時15分から7時間45分ですので、15分が休憩であと45分が休憩ということをしていると思います。

その休憩時間を、管理といいますか、そういうフレックスタイムをして出勤する職員も出てくる、テレワークをするといったときの管理といいますか、それはどうお考えでこれになっているのか、お伺いしたいと思います。特殊性とかいろいろ書いてございますので、そういうのも含めたところで。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上薮宏君。

○総務課長（上薮 宏君） 勤務時間の管理になりますけども、これにつきましては急に「今日が」とか「事情ができたから」という話じゃなく、二、三週間前には上司に相談してちゃんと出させていただくということになりますけども、特に今言われましたここに「特殊性とかがある時」という感じで書いてありますけども、今のところ、球磨村役場の職務に関して特殊性というのはあまり考えられないかなと思っております。

あと、まだほかに健康及び福祉の関係というのは若干出てくるのかなと思っておりますけども、その分については介護休暇とかいろいろなところで休暇の分と重なったりなんかずれてくるというような感じ等も出てくる。

まだこの役場内では具体的なものが出てきていませんものですからはっきり分かりませんが、そういったことで、緊急な場合というのもまずめったにないと思いますので、その前にちゃんとした要件を確認して、許可を出すとか、変更するということになると思います。

勤務時間の確実な管理というものでいきますと、今、時間についてはKING OF TIMEというシステムでスマホあたりでもできるようになっておりますが、これについては、一応、電波の届くところであれば、出張時であっても、いつ出勤、いつから仕事というところで休憩時間というのも入力できるようになっています。

GPS関係も含まれているようですので、どこで打ったとかいうところまで分かるようになっておりますので、そういった感じで管理していかなければいけないかなと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 最後までございますので。

この「特殊性」というのは、災害で職員の方がお勤めになりますよね。それがこの特殊性の中に当たるのかどうか。

私も勉強不足でございますけども、そうやっているいろんな職員の方が出て、出勤をされてする業務等々も出てまいりますので、そこはしっかりと一斉に与え、今まではやったんですけども、今、フレックスタイムとか、それぞれおのおの個人が申請して「この時間から勤務します。休憩をこの時間に取ります」ということでされるんだろうと思いますので、災害あたりはどうか分かりませんが、しっかり、研究といいますか、していただいて職員に負担がかからないような施策でお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第 8 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 9 号 球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第 7、議案第 9 号球磨村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 1 番です。

先ほどの議案とも関連すると思うんですが、実は、育児休業を取られる方、4 つぐらいあるんですね。時間も 19 時間 25 分とか選択しなければならないと記憶しているんですけども、総務課長、7 時から 10 時だったのを 5 時から 10 時にするのは、ほかの条例の条文には深夜業務とか何かございますね。それは 5 時から 10 時までとしてあるんですね。深夜業務は 10 時から次の日の 5 時までというような条文があるものですから、それに合わせたという認識でいいのかど

うか、お伺いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 今、深夜勤務の話もございましたが、私のところ、球磨村では深夜勤務というのはありませんけども、全国のやつの育児休暇の条例の改正ということで以前までは7時からだったのが5時に改定されましたという話でしておりますけども、その中で深夜勤務のお話と別個になると思います。

特に育児休暇ですので、定常時のフレックスタイムの時間の幅、取れる幅が変わったという。7時が5時までに変ったというので、その一部改定となっておりますので、深夜勤務の話とは別個になると思います。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 球磨村職員の勤務時間、休暇に関する条例の中には先ほど言われましたようにあるんですけども、職員が育児休業で時短をされたときにもこれに合わせるために7時からということ今度5時からとされたのかなと勘違いしておりました。

これをフレックスタイムとかいろんなところで、先ほどの話じゃないですけども、柔軟化するためにそういうふうにもた時間をされたのかなと思っておりましたのでお聞きをしたところでございます。

現在、うちの職員の中で、この休業に関する条例の中での育児休業に関する時短を取っておる職員がおられるのかどうか、教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 今現在、この間、申請が上がってきたんですが、2名の方が取るように、時短のほうで取れる、夕方、早く上がるということで申請で上がってきた。たしか、もう期間に入って。まだ入っていないんだっただけかな。まだ入っていないですかね。2名の方が利用されております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） これも、育児休業、女性がほとんどだったんですが、男性の方も取るということで、小学校までに上がられるまでにどちらか親御さんが、男性も取れるというか、そういうことになりましたので、そういう法改正もされたんだらうと思っております。

職員の方それぞれ、女性の方、母親さんなのか父親さんなのか関係ございませんけども、せっかくこうしたならば、取りよい環境といいますかね、先ほど骨子の中にもございましたように勤務環境の充実を図るというようなことで報告もなされておりますので、ぜひそういうところも鑑みながら施行していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

**日程第8. 議案第10号 一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例
の全部を改正する条例の制定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第10号一勝地交流センター「かわせみ」の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑はありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 全協の折、「かわせみ」の設置条例の休館日を水曜日に変更すると。この条例の中の変更点は、どこに。ちょっと勉強不足で、どこが変わったのかというのを。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 新しい条例の中で、第9条「かわせみ」の休館日は指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとするということにしております。

今回の改正は2年前に村直営で管理運営も可能とするように全部改正をしておりますが、それ以前の指定管理者の運営を前提とした、今回、条例を、再度、全部改正することとしております。

その以前の条例の中では、「かわせみ」の休館日は「第4水曜日とする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは村長の承認を得て臨時に開館し、または休館することができる」という、その条文を第9条のように変更したということにしております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 指定管理者がということはトラックセッションがということですね。ということは、全て休館日等々においてはトラックセッション側が行って、今までは事故あるときも含め、条例の中に言わば村長としての立場、施設側の管理者としての立場というのは含んでいたんですね。それに関しては、今、これはあくまでも村長の承認を得てという形なので、含まなくてもいいわけですね。大丈夫ですか。

今の書き方からすると、指定管理者が休館日というのを指定します。それで承認していただくという形ですね。今までは、指定管理者側と村長という部分、決定権というのは解釈の仕方です。

うなんですけれども、この書き方はトラックセッション側がという形になりますけど、そこら辺は大丈夫ですかね。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 条例の中で定めておきますと住民サービスに資する弾力的な運営が行えないということもございまして、今回、このように改正させていただいております。

トラックセッションのほうがかうしたいということで村のほうに一応相談もされるようになりますので、そのときに協議もさせていただいて、あまりにも休むとかということはないように、住民サービスの低下にはつながらないように村としても協議を重ねて決めていきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 今の条例についてももう少しお願いしたいんですが、村長が出てくる条文は9条だけで、あとは何も。休館日だけを承認するような書き方になっておりますが、あとは指定管理者が決定するとか定めるとかそういうふうになっている。村長が出てきていないですよね。その部分は、あとの部分は承認は要らないんですか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 条例のほうに出てきていないというお話ですけども、例えば、利用料金であったり施設ごとの開館時間であったりというのも住民サービスに資する弾力的な運営が行えないということでトラックセッションのほうが決めるようになりますが、その辺も事前に村長に承認を得て決めていただくように運用していきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 令和3年に村直営にされまして今回はトラックセッションでやるということなんですけど、令和3年前のときは全協みたいな形で報告が年に2回ぐらいあっていたんですけれども、ここに毎年ずっと指定管理料を払っていますので、報告していただくことが必要じゃないかなというふうに思うんですが、必要性があるかないか、お尋ねいたします。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 第6条で事業報告書の作成及び提出ということで毎年度終了後60日以内に事業報告書を作成して村長に提出ということになっております。

以前、指定管理者が報告していたのもこの報告書が出た後の9月頃の全協等で説明されていたと思いますので、これまでと同様に事業報告書が出た後の9月なり全協で説明させていただきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 以前の条例の中にはそういう閉館・開館日だったり利用料金だっ

たりが条例の中に別表ということでしたらあったんですが、今回と申しますか、今議案の中にござ
いませんが、そこのお考えを教えてくださいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） そういった条例に、施設ごとの開館時間であったり、あと、利
用料金、直営のときは使用料金、そういったものを明記しておくことで住民サービスに資する弾
力的な運営が行えないことは指定管理者制度に掲げる趣旨に反するものとなるという見解から今
回は外させていただいております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんの
で、これから採決をします。

お諮りします。議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決さ
れました。

日程第9. 議案第11号 球磨村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第11号球磨村国民健康保険条例の一部を改正す
る条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。これは境目課長のほうだろうと思うんですけども、出
産育児一時金ということで理解はしているんですけども、これを見たときに大正15年に勅令で
健康保険法がされたということでまず驚きをしたところですけども。

確認です。今までの、40万8千円に、産科医療加算ですかね、1万2千円を足して42万円
だったんですね。今回、48万8千円に1万2千円を足して50万円になるんだろうと思うん
ですが、これは国の施策の中で子ども育児支援ということで今回こういうことがされたん
だろうと思うんですけども、1万2千円が以前は39万に3万円、42万円のときもありました、何年前が。

それが大枠は42万円だけでも40万8千円にプラス1万2千円で42万円となった経緯があ
るんですけども、今回、48万8千円に1万2千円プラスして50万円だったと思うん
ですけども、それが以前のように産科医療加算が3万円になるとか、何かの情報というのがあるのか
ないのか、分かれば教えてくださいと思いますが。

○議長（舟戸 治生君） 税務住民課長、境目昭博君。

○税務住民課長（境目 昭博君） 議員言われましたとおり1万2千円が産科医療補償制度ということで医療機関で出産された場合において事故等における補償を行うということでその制度が設けられております。

条例の中ではまだ3万円を上限にということは付記しております。これは健康保険法のほうでもそういうふうになっておりますけれども、实际的に50万円という金額が示されておりますので、3万円の範囲内とした場合であっても48万8千円プラス1万2千円の産科医療補償制度の負担金ということで50万円の範囲内ということで考えております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第12号 球磨村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第12号球磨村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第13号 球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第13号球磨村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第14号 球磨村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第12、議案第14号球磨村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

質疑はありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 一番気になるのが、自動車運行、保育園とか送迎とかいろいろあると思うんですけど、条例をこういう形にするという中で、当初予算は分からないんですけど、それをきちっと整備する上で予算が必要ですよ。これについては何か分かっていますか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 通園バス関係の安全対策の補助関係につきましては、ネット上で情報を確認しているんですけども、国への意見書というか、署名活動がなされておりまして、国のほうでも検討されている状況なんですけども、はっきりした情報はまだこちらのほうには入ってきていない状況です。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） これはスクールバスも該当するんですかね。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 今回の改正は、就学前の児童、乳幼児関係の保育園及び幼稚園関係の通園バスというところ限定されていますので、スクールバス関係は適用外というところになっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 条例を整備する上で必要なものだと思いますが、予算的なものの予算措置がまだ不透明な中で、各保育園等々の送迎も含め、多分、送迎バスというのがあると思います。それについての村の単独の補助というのはお考えがあるのか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、担当課長が申しましたとおり、国の状況を、情報収集といいますか、しているところがございますので、そこがはっきりしましたらまたいろいろな検討が必要なかなと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 福祉のほうでの放課後児童育成の条例というのは分かりましたけども、先ほどありましたように教育委員会で管理をしますスクールバスもそういう児童生徒さんがバスに乗ってこられますので、この条例を受けて教育委員会サイドとしてはどうお考えなのか、少しお聞かせいただければと思いますが。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） スクールバスにつきましては、現在、文部科学省のほうから、取残しを防止するために、取残しブザー、そういった感じの情報提供が来ておりまして、まだはっきりと国が決定したわけじゃないんですが、恐らく、来年度、そういった形での何らかの補助的なものがあるんじゃないかなというふうに考えております。それを受けて検討してみたいというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） この前、大岩課長のほうにもお願いしたんですけども、事故が本当に起こってからではあれしますので、スクールバスの運転手さんがいらっしゃいますので、忘れてといいますか、そういうのを絶対されない、しない、事故を起こさないということとそういう取残しをしないということで、ぜひスクールバスの運転手さんのほうにもご指導いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号 球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第13、議案第15号球磨村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号 球磨村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第14、議案第16号球磨村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第17号 球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第15、議案第17号球磨村が管理する村道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。

ご審議をお願いします。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。

全協の中でも詳しく説明していただいたかと思えますけれども、現在、自転車の事故が多数発生しているということで、国もヘルメットの着用義務努力が定められるということになっておりますが、事故を防ぐという観点から自転車通行帯というものを設けるということは当然やっていくべきところかと思われませんが、球磨村の道路事情からすると、どこもかしこもというわけにはいかないと思われませんが、今後、必要性に応じて設けるという場合にはどのようなところが設定されるのか、もう一度、説明をよろしく願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 今回、自転車道を設けるということで条例を改正するというですけれども、球磨村におきましては、今、宮本議員が言われましたように山岳部でありまして、非常に各車道幅が取れないというところで、自転車通行帯、原則で2メートルを取らなければいけないというふうになってはいますが、それを地域の状況を見ながら1メートルまで減少できるということがうたっております。

さらには、山岳地のように工事が非常に困難な場合、または、その効果に比して工事に過大な費用を要する場合、地域の状況によって省略することができるともうたっておりますので、そういったことを鑑みながら、今後、村道改良とか新設の場合にはそういったことを考えながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） ということは、その山間地も含めてなんですけれども、地形的な問題点とかがありますので、例えば、道路改良をする場合に、ここは確保できますよという区間があったり、ここはもう到底無理ですよという区間が発生すると思います。そういう場合には、そこは臨機応変に対応して施工できるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） そのように把握してもらって結構だと思いますけれども、なかなか、用地等にも絡むことですので、その辺は状況に応じてしてまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんの

で、これから採決をします。

お諮りします。議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、ここで10分間の休憩を取ります。

午前10時57分休憩

午前11時07分再開

日程第16. 議案第18号 令和4年度球磨村一般会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第16、議案第18号令和4年度球磨村一般会計補正予算を議題とします。

ご審議をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。

予算書の35ページ、土木管理費の土木総務費の中に負担金補助及び交付金ということがございまして、これは建設課長ですかね、一戸建ての木造住宅耐震の改修事業費の補助金の減額とそ
の下に土砂災害危険住宅移転促進事業補助金ということでそれぞれ減額を324万9千円と
300万円してございます。

これが、当初、計画していたけれども申請がなかったのかどうかも含め、そして、こういうせ
っかく予算立てをされたんですので、どういう経緯といたしますか、どういう取組をされたのか、
そして、どうしても減額しなければならなかったのか、それも含めてお願いしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 負担金補助及び交付金ですけれども、こちらにつきましては、予算
を上げておりましたけれども申請がなかったということでの減額となっております。

それから、戸建木造住宅耐震改修等事業補助金については、大地震に備えて村民の方が安心して
暮らせるように、木造住宅の耐震化の工事を行う場合に村が一部補助をするという事業になっ
ております。

それから、土砂災害危険住宅移転補助金につきましては特別警戒区域に現在お住まいの方が村
内の安全な場所に移転される際にその移転の補助を行うという事業となっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） では、それも申請がなかったということですかね。これからお家を建てられるような状況にもなってくるんだらうと思うんですが、それならば計画をするときにどういう。

申請がなかったからということですが、予算立てをするときにはこういう周知をしながら、先ほどおっしゃいました土砂災害危険区域に住んでいる方にこういう補助がということで丁寧にしていかないと、予算は上げたが、こうやって落とさなくてはいけなくなったということになってしまいますので、今後はしっかりとそのことも含めて周知徹底していただければと思っております。せっかく予算立てをしているのにそういう申請がなかったということであればよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 8ページの繰越明許費ですが、災害復旧費の令和2年度発生林業施設災害復旧事業、これの説明をお願いします。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） すみません。8ページの災害復旧事業費のどの項目だったですかね。

○議員（9番 高澤 康成君） 令和2年発生林業用施設災害復旧事業。

○建設課長（松舟 祐二君） 大変、申し訳ございません。こちらの林道施設についてです。

路線名が、上葎線、大瀬線、長迫線、岡大槻線、一里山について繰越を行っております。

理由は、入札をかける前に、ここの現場に行くまで、そこに行くまでの区間が災害を起こして、そちらのほうを優先的にしないと今申しましたところの災害復旧現場に行けなかったり、不調・不落についてというところの理由でございます。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 31ページの老人福祉費についてお尋ねしたいと思ひます。

老人クラブの助成金について内訳をお願ひしたいと思ひます。例えば、10人刻みぐらいで。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 球磨村にある老人クラブですけれども、各地区の単位老人クラブが15クラブありまして、各クラブに対する補助をしております。

それにつきましては、人数によって金額が違ひますが、老人クラブの単位は、まず30人以上が適正クラブということで、15のクラブ全てが適正クラブとなっております。

一応、球磨村の取決めでは20人以上というところから設定してありまして、20人から29人が年額の2万5千円、30人から39人が5万4千円、40人から49人までが5万7千円、それから、50人から59人までが6万円、60人から69人が6万3千円、70人から

79人までが6万6千円、80人から89人までが6万9千円、90人から99人までが7万2千円、100人以上が7万5千円となっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 20人から29が2万5千円、30から39が5万4千円ですね。1人違うだけで何万の違いですね。今度、15日に老人クラブの会計と会長の話合いということでありますけれども、1人違うだけで何万の違いですね。そこら辺はもう少し変えられませんか。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 29人までと30人以上とで差があるというようなご指摘ですけれども、30人以上になりますと熊本県からの1クラブ当たり3万3千円の補助があります。29人以下は補助がないという況で、球磨村では、一応、そこで差を設けてあるような状況でございます。これについては、年々、老人会の会員数が減少しておりますので、検討課題ではあります。今後も検討していく必要があると思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 検討していただきたいと思います。それは風呂場あたりで聞くんですよ。例えば、29と30、半分ぐらい違うんですね。2万5千円ぐらい。村長、検討してください。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 老人会に対する助成金については、今、課長が申したとおりでございます。いろいろと検討課題というのはたくさんあると思っておりますけれども、今、一番考えているのは、老人会の活動が令和2年7月豪雨を境に本当に縮小しているといえますか、活動されていないような状況でございますので、その活動をしっかりできるようになること、そういうのも含めて今後いろいろ検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。

予算書28ページ、災害対策費の中で工事請負ということで減額の1,600万。神瀬地区避難地造成工事で減額されております。この減額の中身といいますか、経過といいますか、そういうのを教えていただければと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 神瀬地区の避難地の造成工事ということで1,600万円減額してございますのは、避難地の予算を上げていたんですけれども、避難路ができないと工事に取りかかれないということで、2月の臨時議会の折に補正予算で避難路の1工区分を上げさせていただいて、まず、避難路のほうを先に取りかかるということにしております。

避難地につきましては、新年度予算で9,580万円を計上させていただいて、避難地も令和6年度までは終われるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 当初予算を見たときにこれで減額して、当初予算でまた上げてあったものですから、計画されていたというか、進捗がとといいますか、そういうのは事情があったんだらうと思ったんですけれども、先ほども言いましたように、しっかりと補正予算で対応していたんですから補正予算でまたこうやって落とすということは本当に考えていかなければならないんだらうと思いますので、よろしくお願いします。

総務課長、その次の下の負担金、1億2,000万、住宅建設等支援補助金。これは、この前、一般質問でもしましたけれども、あの補助金が使われなかったので減額となったんだらうと思いますが、その積算、元の上げたときの積算がどうであったのか。積算基礎がどうであって、今回、この前もおっしゃいました三十何名の方が何とかということだったと思いますけれども、そこを教えてくださいなればと思います。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時22分再開

○議長（舟戸 治生君） お待たせしました。引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） すみません。これは第2回で補正させていただいていると思っておりますけれども、積算根拠の資料がありませんが、基本額で200万で90件、加算額で100万の52件と上がっておりますけれども、実際、実施しましたのが、この前、全協のほうでも説明させていただいた68件でございます。

そのうち、8件が安全対策を行った上限300万円のやつ。あと60件のほうが100万円限度額の再建されて球磨村に残っていただいた方への支援金というもの。それを実際に出しました残りがちょっと余りましたので、これを減額しております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 予算を立てたときに、そういう見込みだったんだろうと思うんですけども、この前も言いましたように、それが目玉で、住宅地、残っていただくといいますが、お家をそんなようにしていただく、安全なところに建てていただくということでしていただいて、こうやって減額しなければならないのは何が原因だったのかとか、いろんな、そこに経緯が出てくるんだろうと思いますので、ぜひそういうことをしっかりと考えながら、予算執行というのは、せっかく補正で認めていただいてまたこういうことになるということになればしっかりと執行については配慮していただければなと思っておるところでございます。

一旦、終わります。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。27ページですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費で委託料のところ。一勝地駅前にぎわいづくり調査検討業務委託料、400万の減算になっていますが、この前の補正でも1,000万の減額があり、また400万の減額ということですが、その詳細を教えてください。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 実際に設計したときに建物の設計業務委託料の金額が810万円程度でございました。結局、入札で落ちたのが530万強ということで、実際に予定していた設計額よりも落札額が低かったという理由で今回は落とさせていただきました。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 22ページでお尋ねいたします。不動産売却収入でございます。直営林の素材売却収入ということで、2,637万7千円というふうになっております。現在、この積立は幾らあるのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 水資源基金の令和4年度末の見込みということで、約1,400万となっております。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 水資源基金ですので、多分、簡易水道といいますが、そういう形の基金だというふうに思うんですが、昨年ですかね、岳本のほうの水源地の土地をお買いになったと思うんですけども、この基金から出されたのかなというふうに。そのところが分からないのでお尋ねいたします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上薮宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 私がちょうどそのときに建設課長をやっていたので私で答弁させていただきますが、あそこの場を一般財源のほうで買収しております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 27ページ、一番上の物価高騰対策定額給付金。これは、移動販売業者に燃料の高騰分という形も多分含まれていたと思うんですけど、そのほかはどういう用途に使ったのか、ちょっと勉強不足で教えていただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） ただいまのご質問ですが、物価高騰対策定額給付金につきましては、全協でご説明しました住民の方1人に1万円を給付するというものに予算を組んで上げたものでして、今、このほかにもシステム改修費とか人件費とか消耗品関係も上げさせていただいております。

これは、今から予算が通りましたらすぐにシステム改修等が入りまして、できるだけ早く申請書の郵送をいたしまして、申請書が来次第、口座関係に振込をさせていただくという事業でございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 歳入の、何ページだったか。都市防災総合推進事業補助金、マイナスの1,350万。これは防災に関する呼びかけ等々に使われる。恐らくこれを交付申請されたと思うんですけども、これがマイナスになったのは何か事業ができなかったというところですかね。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） この補助金の内訳として、事業が林地区の避難地の測量設計業務委託料分の500万と神瀬地区の避難地の工事費800万で、財源の振替で神瀬地区の避難路のほうに175万をプラスのほうにして最後に神瀬地区の避難路の用地取得費で225万円ということで、そういった避難路とか避難地に要する予定だった歳出分の2分の1の補助金を減額したということにしております。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 次に、コロナ対策助成金の地産地消推進直売所設置工事。これは直売所を設置するというところで、多分、以前、話があったと思います。この状況について伺います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 予算を計上したときに渡地区でこういった販売所を設置したいということで説明させていただきまして、その管理を、ある程度、目星をつけてお話も進めさせていただいたときに「渡よりも一勝地がいい」ということもお話がございまして、「できるならば友尻辺りがいい」ということだったんですけど、今度は友尻地区はかさ上げで出すことができないということもございまして、あとまだ農地も復旧できていなくてそういう出す商品がないということで今年度は事業ができないというお話でしたので、計上した分は全て落とさせていただいたということにしております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 直売所の設置に関しては、行政が計画したものなのか、あるいは、住民側にそういう要望がありましたというものなのか、これについてお伺いしたい。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 現在の状況を見まして、なかなか農産物を出品することがないということを見まして、行政主導で、特に要望があったからということで予算を計上したものではありません。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 33ページになりますけれども、環境衛生費のところ、負担金補助金及び交付金、1,061万の減になっておりますけれども、共同給水施設から浄化槽関係のところまで説明が書いてありますが、そのところを詳しく教えていただきたい。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） こちらの予算につきましては、共同給水施設整備事業補助金、その下の安心安全な飲料水推進対策事業補助金につきましては、簡易水道に加入されていない地区営で運営されてある水道組合、地区に対して修繕だったり、水道の維持を行うための費用だったりするものに補助を出すことになっております。そちらのほうにつきましては、毎年、予算計上させていただきまして、実質、申請によって実績の減というところで減額させていただいております。

同じように、下の浄化槽設置整備事業補助金につきましても、今年度から新築工事が始まるだろうというところで予算を上げておりましたけれども、申請の減というところで見込めなかったというところでの減額をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 災害から、いろんなところ、いろんな地区で給水施設をやられているところも多くあると思っているんですけども、なかなか申請がそこまでは上がってこなか

ったということなんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 申請につきましては、例年以上は申請は出ているんですけども、漏水修繕であったり、大きなものが今年はなかったということになります。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。35ページですけども、河川改良費、村管理の河川の浚渫工事ということで、5年の当初予算にそのままのお金がついておりますけども、この辺の経緯というか、建設課あたりで不調・不落の状況で浚渫工事ができていないのかというところ、あと、必要に応じて予算を計上されているかと思っておりますけども、緊急性のある河川、そういうところがないのか、どういった河川が対象になっているのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 村管理河川浚渫工事というところで予算を上げておりますけれども、今、議員がおっしゃるように、なかなか業者さんが見つからなくてそこまで至っていないというのが現実です。

どういった河川があるのかといいますと、村河川ですので、例に挙げますと、県が管理している河川、川内川を砂防河川に指定してありますけど、その上流部とか中園河川の上流部とか小川川の上流部とかいうところになります。これにつきましても、毎年、予算を計上させていただいて、できる限り業者の方に入らせていただいて土砂の撤去をお願いすることとしております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 予算を計上されているということはその必要性があるということだと思います。浚渫をしてもまた同じ場所にどうしても堆積していくんだと思っておりますので、来年度やるのであれば、また冬以降の工事だと思いますけども、夏場の出水期あたりに影響のないようにその辺もしっかりと管理していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。

34ページでお願いしたいと思います。森林環境費の中に委託料ということで意向調査業務委託料ということで上げてありまして、917万円の減額ということで、これは、課長、森林環境税を使って意向調査をやるということで以前お聞きしたんだろうと思っておりますけども、この意向調査の業務委託料の内容と減額された経緯というのを教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 議員が言われたように、森林の意向調査を行っているところですが、村では、村内の山林を適切に管理していくため平成31年4月に施行されました森林経営管理制度に基づき村内に森林を所有する森林所有者に対しまして今後の経営や管理についての意向の確認のために意向調査を行いました。

対象者は、森林経営宅地以外、森林組合から長期受託契約をされていない森林とか抵当権の入っていない山林、会社有林とか共有林を除いております。

森林組合の森林経営計画地の更新によりましてもととも2,500名程度の予定をしていたんですが、組合の経営計画を更新されたために、そのために大幅に経営計画地に入ったものから、その分のために対象者が減っております、その分のために意向調査の委託料の減額となったところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） それでは、一応、意向調査はしたんですが、対象になる人といえますか、そういうこと、森林計画の中で対象者が減ったから、委託業務といえますか、業務の委託料がその分減額になったということによいんですね。したんですが。

議長、続けていいですかね。

○議長（舟戸 治生君） はい。どうぞ。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 総務課長、すいません。先ほどの27ページで、物価高騰対策給付定額、1万円ですね、1人。これは、多分、現金だったですかね。それと負担金補助及び交付金で、今度、また、くらし応援商品券の第2弾ということで、これは1万2千円をということでした。

この村商品券の事業交付金は、多分、以前は、どこかにか、今回、委託料が上げてありますので、してありますけども、その以前のやつと一緒になのか、高騰費は1万円は現金だけでも、この商品券については村内でといえますか、村内事業者でしていただくのか、前のくらし応援商品券とどう違うのか、同じなのか、そこも含めて教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 今年度におきまして、球磨村くらし応援商品券ということで、村内の事業所、もしくは、村の商工会に所属した事業所で使っていただくように1人当たり1万5千円分の商品券を配布させていただいたところです。その第2弾として、令和5年度において1人当たり1万2千円分を配布して、取扱いは同じようにしていきたいと考えております。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） それでは、商工会といえますか、そういう中、村内の中でお使い

になるようにということで1万2千円ということでございます。聞けば、商工会あたりも最近あった1万5千円をされたときにそれをお使いになる方があって非常にされたということでした。

ただ、商品券だものですから、それをお店の方は申請をしないとですよね、またこちらのほうに。そこが手間といたしますか。そういうのもお聞きしました。何というか、手間ということは言われていませんが、そういうことも聞きましたので、ぜひ、事業所の方のご理解も含め、そういうのもこれからでしょうから、しっかりと丁寧に説明して、そして、よりいい商品券といたしますか、なるようお願いしたいと思いますし、本当に12月の一般質問でしてよかったなと思ったのがここでございますね。

今後とも、そういういろんな予算立て等々もございませうから。今、まだ物価高騰が続いております。また、鳥インフルエンザの影響で卵がこの頃また上がって、本当、日常の食卓に欠かせない食品でございますので、ぜひそういうのも見ながら今後とも村民への支援というのを考えていただければと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。2つお尋ねしたいと思います。

まず、25ページ、一般管理費の中で、班長活動費助成金、金額的には80万減額ということなんですけども、トータル的に考えたときに、実際、班の活動そのものを見てみますと、災害で避難されておられたり、インフラ避難等で、そこの班の活動といたしますか、停滞したままになっている状況、もしくはインフラ避難が解けてまた帰ってこられたということで、班の活動をまた開始されたというところの事情がそれぞれあるかと思っておりますが、全般的にいうと世帯数が減少しているというようなことが実情かと思っております。

班に対しての助成はいろいろと様々取り組んでいただいておりますけども、班長に対する助成金、これの実績を教えていただければと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、上蔀宏君。

○総務課長（上蔀 宏君） 一応、80万、今回、減額させていただくということでしておりますけれども、これは見込みにしておりますけども、実際、当初は952万円を計上いたしておりました。その積算は世帯割で2,500円の1,400世帯と均等割で3万円で78班となっております。世帯数によって減少したところがありますので、それによって減額したというところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 班長に対しての手厚い助成を頂いておりますので、班長さんに対して、村の広報誌等の配布等々もありましたけども、もともと班の活動の中で班長さんもいろいろ

ろな村とのつながりの中で頑張っていたいておられるわけですので、どうかその辺の事情については十分ご理解いただいて今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目が、26ページ、ちょうど中ほどの公共交通対策費のコミュニティバスのリース料112万9千円の減額ですけれども、この内容について教えていただければと思ひます。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） コミュニティバスの1台が今年度にリースが切れるということで、その間、新しい車を買う間、リースをお願ひしたいということで予算を上げたんですが、村で所有している別の車で代用いたしましたので、全額を削除させていただきました。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 今、全額と言われましたですね。必要なかったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 予定した予算は全て減額ということにさせていただきます。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。34ページ、負担金補助金及び交付金の有害鳥獣捕獲事業補助金の件ですが、これは、県からと対照をして半額といいますか、県と2分の1の分を計上してあるんですかね。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 有害鳥獣の捕獲補助金は1頭当たり幾らとなっておりますので、国の補助金のほうが鹿が1頭当たり7千円、イノシシのほうは幼獣が1千円、イノシシの成獣が7千円、猿が8千円、アナグマが1千円に、1頭当たり単価が違いますので、その数字で上げているところでございます。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 県とか国の補助金の半分。極端に言えば鹿が1万円だったとします、1頭。それを県が5千円、村が5千円という割合で村の5千円の分のあれを計上してあるかということをお聞ひしたんですけど、それじゃないんですか。

鹿が幾ら幾らと、今、言われたんですけども、補助金、県が5千円なら村も5千円、イノシシが1,500円とか、その半分の分を全部計上してあるとかいうわけじゃないんですね。それぞれの頭数によって経過の段階で上げてあるわけですかね。

○議長（舟戸 治生君） 産業振興課長、犬童和成君。

○産業振興課長（犬童 和成君） 鹿あたりでいきますと、国の補助金が7千円、県から1千円あ

って村の持ち出しが2千円で1頭当たり1万円という形になります。その合計で1頭当たりそういう計算になりまして、イノシシは例えば9千円になります。

内訳は、国から7千円、村が1千円、県が1千円という形で1頭当たりそれぞれ単価が違ったり、県の単価が違いますので、1頭当たりを出しまして、捕獲頭数の見込額で800円、補正額を上げているところがございます。（発言する者あり）はい。村の持ち出しも合わせてそれだけになっているということです。すいません。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 31ページ、保健福祉課長にお尋ねをします。

子育て世帯臨時特別給付金の中で、これは、5万円と、後で出るんですかね、非課税世帯の方に、給付金といいますか、やるということでしたけども、この150万と350万の減額をしております。これは、該当者といいますか、当初、考えていた該当者が異動によって支給できなかったのか、その経緯も含めて内容を教えていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） お答えします。

子育て世帯臨時特別給付金、住民税非課税世帯に対するところについては、当初10万円の250世帯で見込んでおりましたけども、実績が215世帯ということで、今回、その差額を減額しております。

それから、価格高騰緊急支援給付金、これも住民税非課税世帯で、これは5万円の対象ですけども、600世帯を見込んでおりましたけども、実績が570世帯ということでその分の差額を150万円減額させていただいたというような状況でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ということは、当初、この方たちが該当するんだけどもという見込みを立てていたんだけども、途中で異動といいますか。分かりますよね、この方たちというのがどういった……。分かって予算立てをするのか、大体このくらいだろうということで予算立てだったですかね。こういう方が該当するんだろうということでの予算立てだったですかね。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 住民税非課税世帯につきましては税務関係のデータをあらかじめ確認しまして該当対象者を絞り出したというような状況でございます。しかしながら、申請関係、適用関係を精査しまして実績が下がったというような状況でございます。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（舟戸 治生君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

議案第18号令和4年度球磨村一般会計補正予算に対する質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 16ページでお尋ねいたします。

総務費負担金ということで、661万2千円、職員派遣負担金というふうに計上してございます。これは令和4年度からということで派遣されておると思います。

人吉球磨観光地域づくり協議会で、令和2年の7月豪雨以降、観光面がいろんなところで止まっていたから県と一緒に人吉球磨も観光づくりを進めていこうという趣旨だと思うんですが、どのくらい4年度で進んでいるかといいますか、どのくらいの発展、既往性といいますか、そういうのがあったか、お尋ねいたします。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午後1時01分休憩

午後1時02分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

委員の質問に執行部の答弁を求めます。復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 人吉球磨観光地域づくり協議会の令和4年度の事業予算内訳ということでその内容につきまして説明させていただきますと、まず地域の稼ぐ力強化事業として魅力ある商品の開発であったり、国内誘客の促進、国外誘客の拡大、市町村の枠を超えたデジタルプロモーションということで取り組まれているところです。

それと、地域の推進体制の確立事業といたしまして、継続的なデータ整備と受入れ体制づくりということで機運の醸成と人材育成、受入れ体制づくりということで人吉球磨10市町村と民間の企業が一緒になってこういった事業に取り組んでいるところです。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 計画された予算面についてはお分かりしましたが、それがどのくらいまで内容が進んでいるかといいますか、そこをお尋ねしたいんですが。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 進捗につきましては、また令和4年度が終わり次第、こういった事業にどれくらい取り組んだということで報告が上がると思います。

この観地協の補助金につきましては、国の地方創生推進交付金を活用していますので、PDC

Aで回すようにしているところです。そういったときに内容等をご報告させていただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。

関連して質問させていただきます。

もう1名の方、熊本県のほうに派遣されておりますけども、うちあたりにも一生懸命来て交渉事をしていただいておりますけども、今後の予定、来年度以降はどういうふうになるのか、教えていただきたいと思っておりますけども。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） お答えをさせていただきます。

県のほうには、議会と一緒にになって要望させていただいた結果、山口、塚ノ丸の宅地整備を県代行でということで、その後の事務的な流れの中でぜひ球磨村からも1名職員を派遣していただいて県と一緒にやっていただけないかというような話がありましたものですから、令和4年度から、1人、職員を派遣しましてまちづくりの用地課のほうで勤務していただいているところでございます。

昨日も申し上げましたとおり令和5年度も同じような形で委託させていただきたいと思っておりますので、引き続き村のほうから1人を派遣するという形で考えているところでございます。

県のほうのまちづくり工務課のほうでは球磨村以外でも人吉市の区画整理事業を担当されているということでございますので、そこまで球磨村が関わっていかないといけないのか、そこはまだ整理ができておりませんので、ひとまず塚ノ丸、山口の避難路が完成するまでは球磨村もそれなりに負担していかないといけないということだろうと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 一生懸命やっておられますので、まだ事業が終わったわけでもありませんし、引き続きやることはたくさんあるかと思っておりますので、そちらのほう、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 26ページになりますけれども、企画費のところで地域づくり、人づくり事業助成金が210万円のマイナスになっておりますけれども、マイナスになっている状況というか、流れについてはどのようなことでのマイナスになっておるのか、お尋ねします。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、友尻陽介君。

○復興推進課長（友尻 陽介君） 当初予算案につきましては300万円を毎年計上させていただ

きまして、地域づくり、人づくり基金運営審議会というところで申請が上がってきて、それを審査して補助金を交付しているところです。

今年度、使った金額といたしましては、球磨中学校2年生の修学旅行の助成、それと小川建築踊りの郷土芸能分の物品の補修となります。修学旅行のほうが86万程度、小川建築踊りが3万8千円程度ということで約90万円を支出したところです。その300万から90万を引いた210万を減額したということになっています。

○議長（舟戸 治生君） 5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） 災害から2年と8か月が過ぎました。被災したことによって、私たちもそうですけれども、いろいろ団体もあろうかと思えますけれども、そろそろまた頑張ってみようやという団体もあろうかと思えます。いろいろなほかのこともあろうかと思えますけれども、そのようなところも踏まえてしっかりと今後とも支援していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。

32ページでお尋ねいたします。

村長の提案理由の中の児童措置費の中の負担金補助及び交付金で、利用定員の変更というのは分かりますが、保育士の処遇改善に伴い、予算を増額しておりますということで村長は提案理由をされました。

保育士の処遇改善、具体的にどういうことをどうされたということで1,042万5千円という、全てがそれじゃないと思えますけれども、そこをお聞きしたいと思えますが。

○議長（舟戸 治生君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 処遇改善加算というものが保育所の運営費の中にあります。これは、保育士の経験年数、結構、経歴が長い方につきましては加算費がたくさんつくようなシステムになっております。

これは、従来、昔から加算されてきていまして、若い保育士さんですとそれだけ給料面で低い給料で抑えられますのでいいんですけども、経験の長い保育士さんだとそれだけ給料を高く上げてあげる必要はありますので、そういったところの加算費というところで国から出ております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） それでは、国の予算の中で経験数があれば来るということですか。私は、保育士さんがなかなか若い方がご就職されても長い勤務をされてちょっとするとか、そういう処遇を改善するために、対価としてじゃないですけども、運営費の中でそうやるのかなと思

っておりましたのでお尋ねしたところですが、今、システムは国からそういうのが来るということ
とで分かりましたけれども、保育園で球磨村の子どもさんたちにそうやってお世話を頂くという
ことであれば、保育士さんのそういう処遇といたしますか、今後、しっかりと、見てやるんじやな
いんですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告はありませんの
で、これから採決をします。

お諮りします。議案第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決さ
れました。

日程第17. 議案第19号 令和4年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第17、議案第19号令和4年度球磨村国民健康保険特別会
計補正予算を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんの
で、これから採決をします。

お諮りします。議案第19号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決さ
れました。

日程第18. 議案第20号 令和4年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第18、議案第20号令和4年度球磨村後期高齢者医療特別
会計補正予算を議題とします。

ご審議をお願いします。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんの

で、これから採決をします。

お諮りします。議案第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第21号 令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第19、議案第21号令和4年度球磨村介護保険特別会計補正予算を議題とします。

ご審議をお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第21号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第22号 令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第20、議案第22号令和4年度球磨村簡易水道特別会計補正予算を議題とします。

ご審議をお願いします。10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） これに関連して、黄檗の水源は大丈夫ですかね。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） ご心配ありがとうございます。

今年に入りまして水源地のほう水位が低下しているのは事実です。その際、河川の河床が、災害後、大分低くなっていることが原因かと思われまます。それで現在は大型土のうによって水面を上げており、今現在、水位は保っているところです。今後、黄檗水源につきましては何らかの検討が必要になるかと思っているところです。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 一時、断水とかがあったと聞きました。上が、山が切れました

ね、水源のところ。村長もあの頃ちょっと登って一緒に行ったことがありますけれども、心配していたのです。あれが原因じゃないかということでしたけれども、それは関係ないですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 山が切れたことによる水位低下だとは考えておりません。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 去年だったか、総務課長が建設課長時代でしたかね、岳本に用地交渉して、水ためですか、あれを造るということでもう1年ぐらいたっていると思いますけれども、何のために予算を通したか分かりませんね。まだ何もしていないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 先ほど建設課長がお答えしましたけども、本当、今回、黄檗地区の水源の低下によりまして心配したところではございますけれども、今後、言われたように岳本にも土地を購入しておりますので、そこも含めたところで、何らかの形で水源の確保といたしますか、そういうのは将来的に必要ななるんだろうとっております。

ですけど、今のところでは黄檗の水位も回復したということで。ただ、その辺は水源の確保という意味では今後もしっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議員（10番 田代 利一君） 岳本は。

○村長（松谷 浩一君） 岳本もその中の一つとして。ただ、今回、岳本の話も少しは話に出たんですけども、岳本を今から水源として考えるときに、工事費等、かなりの予算を必要としますので、その前にもう少し予算のかからないような水源の確保の仕方がないかということで話はしてみました。今後、しっかり検討してまいりますので、よろしく願います。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 用地交渉をするとき、買うと言ったときには水道がもしもなくなった場合ということで我々も予算を通したんですよ。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 先ほども申しましたとおり、今、岳本地区の水道をとというのは、先ほども申しましたように、予算的にもかなりの予算を必要とすると思いますので、それ以外に、今、途中といたしますか、安くといたしますか、そういうところで水源が確保できないかということはこの間も少し話したんですけども。

すみません。取りあえずという言い方をしてはいけないかもしれませんが、取りあえず

黄檗の水源が確保できるということで、今、様子を見ているところでございますので、その辺はしっかりと住民の方にご迷惑がかからないように今後は考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 同じく関連しますけれども、黄檗の水源地の先ほどおっしゃいました山が伐採されております。あれは民有地ということで聞いていますので、もっともっと伐採が進んでいけば、それこそ水源といいますか、水がなくなっていくかなというふうに心配しているところなんですよ。

正直に言いまして、私も見に行きましたら、あれ以上、切ってもらったら水源がなくなるかなというふうに心配した次第なんですけれども、これも、黄檗の水源によって、一勝地地区の簡易水道といいますか、そういうのが全部賄われておりますので、これは緊急に検討するといいますか、何らかの対策を。伐採によって水源が減水してしまうという、そういう心配を危惧しておりますので、この点についてお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 伐採による影響というか、そういうことを心配されておられるということですけども、当初、あそこの伐採が始まったときに黄檗地区の方から声をかけられて、今のような話、将来的に水源がここで保たれるんだろうかということで心配されて私のほうにも連絡がありました。

そして、一応、見に行かせていただいて、私も、当初は、伐採によって水源がなくなるような、そういう心配をしたんですけども、その後、県とかそういったところにお尋ねして、一般的には伐採をしたから水源がなくなるとかそういうのはあんまり考えられないという話でした。

向こうも、民間で、住友林業でしたですかね、100町歩ぐらい購入して伐採しているということで、恐らく、年間、10やったですかね、10ヘクタールぐらいずつ、10町歩ぐらいずつ伐採していくということで、伐採したところには、また、新植、植え付けていくので特に心配はないだろうという。住友林業さんのほうからもそういうお言葉を頂いております。

ですから、そういったところも地域の人には説明させていただいて、納得されたかどうかは分かりませんが、一応、そういうことで。当初は村に山を買っていただけないかとかいう話もありましたけども、それは村としては今のところできないのでということで、一応、了承は頂いて今に至っているということでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 今、村長のほうから村に買ってということをおっしゃったんですけど、

金額の提示というか、そういうのはあったんでしょうか。なかったんでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） そこまでは至っておりません。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 歳入と歳出を考えたときに、水道料の見直しを含め、する時期だろうと。あと、水資源活用基金ですよ、特別。ずっと災害前から取崩しをして、もちろん水道施設の整備という形で目的基金でしてきました。

基金の状況を見ると令和5年で取り崩した残高というのがもうほぼない状況になると。これの財源確保は村有林の木を切って収入で基金に入れていくというふうになっておりますが、計画伐採の面積、年間のことを考えて村有林の伐採の面積というのは今後どのように進めていかれる予定ですか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 本当に水資源の基金は年々減ってきて、しかしながら予算は必要ということで、今、10ヘクタールずつ、毎年、法正林化事業で切っておりますけども、これにつきましても、今後は、切っていただく方、今のところ森林組合さんをお願いしておりますけども、いろいろな伐採の方法や搬出の方法など、そういうものに制限がございますので、なかなかこの林業の会社の方ができるというわけではないと思いますので、その辺はしっかり検討しながら、今後、基金確保といえますか、法正林化事業に出す面積でありますとかそういうところも検討していかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 水道料金の改定につきましては、常日頃から考えている問題、課題でございます。予算を見ていただくと、収入が約2,000万円程度しかありませんけども、歳出のほうがそれ以上になっている。一目瞭然でございますので、水道料金の改定につきましては、今後、喫緊の課題だろうと思っております。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 村長、これは数値的なものも含めいち早く料金改定の見直しをしていかないと採算が合わないという状況ですよ。 「検討します」よりも検討してどうするのかを考えていかないと、まだ1,000万あるからとか2,000万あるからという話じゃなくて、基金ももうない、そもそも水道特別会計の分を見ても行き詰まっている状況ですよ。なかなか言いにくい部分かもしれないんですけど、料金改定をしっかりとる時期だというふうに思っております。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、議員が言われるように確かにそういう問題は喫緊の課題だろうと思っております。ただ、それを、今の使用者、使用しておられる方々に負担ということであればかなりの負担になるんだろうと思いますので、その辺は慎重に考えていかなければいけないと思っております。

村全体の水道、簡易水道を利用しておられる方、そして、それ以外の地区水道等を利用されている方等、いろいろと兼ね合いというのもあると思いますので、しっかりその辺は考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 村がしていくと。例えば、高沢というのは単独であるわけで、これ、簡易は入っていないわけ。我々もその分の積立てはしているわけなんですよ、地区で。足りないから仮に一般財源から持ってきた場合、我々は地区でも水道料を払うのに税金の一部を簡易水道のほうに回すというのはおかしい話でしょう。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今回、災害に伴ってかなりの多くの地区水道を全額負担で出しております。これの財源というのも水資源の基金のほうから出させていただいております。

ですから、今後、地区水道をいかに簡易水道化していくかとかいろんな問題があると思いますので、その辺は慎重に皆さんともいろいろ議論しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 水道料金、今、お話が出たんですけども、今年、災害公営住宅が完成しましたら、水道の料金については検針がございますよね。水道メーターで検針することなんですけど、7階建ての災害公営住宅についての検針はどういうふうになっているかというのと、子メーター、それぞれ各戸についているかと思うんですけども、そうした場合に一個一個検針せんといかんですよ。

水管理は行政がやっているから。電気は九電さんですよ。ガスについてはガス業者がすると思うんですけど、この検針の方法なんですけど、各子メーターでするとまたそこに、毎月ですか、見に行くということになると思うんですけど、買取型の災害公営住宅だったんですけど、検針を一括してこっちの役場のほうにデータを送るシステム、そういうのは検討されなかったのかなと思うんですよ。

というのが峯のところろ過器がございますよね。あそこにあるろ過器のいろんなデータがたしか役場のほうに来ますよね、故障したときの何とかというのが。そういう通信もデジタル網ができたのにどうして今度の災害公営住宅についてはそういう……。

行政が検針をやっているからですよ。お分かりになりますか。水を違うところがやっていたら、水だけを売る業者がいて、それだったらその業者が検針するんですけども、メーターを直接役場のほうにデータ化してすると検針する料金も発生してきませんので、さっき水道料金の改定もという話があったのですが、そういうところに負担がかからないんじゃないかなというふうに思うんですけど。料金と併せて。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 災害公営住宅の検針についてということですけども、災害公営住宅を建設する前の計画のときから戸別で検針するという話をしていたものですから、多分、スマートデータということかなと思っているんですけども、そこは考えではありませんでした。これからもまたこれまでどおり一軒一軒の検針をさせていただきたいと思っているところです。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑ありませんか。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。

今年1月だったですかね、冷え込んだときに水道管の破裂ということで千津のタンクがかなり少なくなったということを聞きましたけども、水道管の破裂イコール使用料ということなんですけども、災害公営住宅だったり、塚ノ丸、一王子団地等も含めて使用料等に問題はないのかなというところと、冷え込んだ、破裂した件数というか、その辺が分かれば教えていただきたいんですけども。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 漏水事故を起こした件数は、正式には覚えていないんですけども、10件ぐらいはあったと思っております。全てが宅内の漏水でございまして……。本管の漏水は1件ありました。ほぼ宅内の漏水でありました。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 聞くとところによればタンクの水がかなり低下して職員さんが対応されたということをお聞きしたんですけども、そういった状況が起きるということはタンクの容量がちっちゃいんじゃないのかなというふうに思いまして、その辺、今後、問題がないのかというところを改めて教えていただきたいんです。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、松舟祐二君。

○建設課長（松舟 祐二君） 渡、大無田の先、千津にあります水源につきましては湧水でござい

まして配水池が低下したということはございませんでした。

ただ、漏水ですので何らかの問題はあったのかなと思いますけども、今、議員がおっしゃるように、配水池が低下したということはありません。配水池が低下したのは一勝地の配水池でございます。

○議長（舟戸 治生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をします。

お諮りします。議案第22号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（舟戸 治生君） お諮りします。審議の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の本会議は、3月10日午前10時から開きます。お疲れさまでございました。

午後1時38分延会
